

2012 年版 加藤光大の社労士合格レッスン 一問一答 労働編  
【法改正のお知らせ】

(3435)

平成 24 年 6 月 12 日  
 (株)住宅新報社  
 資格図書編集部  
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 第 44 回社会保険労務士試験の実施公告が発表されました。今年度の試験は、平成 24 年 4 月 13 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。法令改正による修正の必要が生じたので、以下の箇所の記述をご訂正ください。

ページ・位置	改正前	改正後
P220 問 39 下 2 行目	56,720 円	56,600 円
P319 問 41 下 1~4 行目	日額 500 円とされています。なお、受給資格者が平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合は、日額 700 円とされています(則 56 条、57 条、附則 2 条)。	日額 500 円とされています(則 56 条、57 条)。
P382 問 10 下 1、2 行目	だけであり、その率は 1000 分の 103 とされている。	だけである。
P383 問 10 解答	○	×
P383 問 10 解説上 1、2 行目	労災保険率は、現在、事業の種類(55 区分)ごとに最高 1000 分の 103 から最低 1000 分の 3 までの間で定められています	労災保険率が 1000 分の 100 を超えるものはありません。労災保険率は、現在、事業の種類(55 区分)ごとに最高 1000 分の 89 から最低 1000 分の 2.5 までの間で定められています
P382 問 12 下 1~3 行目	平成 23 年度においては、1000 分の 15.5 (農林水産の事業及び清酒製造の事業は 1000 分の 17.5、建設の事業は 1000 分の 18.5)	平成 24 年度においては、1000 分の 13.5 (農林水産の事業及び清酒製造の事業は 1000 分の 15.5、建設の事業は 1000 分の 16.5)
P383 問 12 解説 上 1~5 行目	平成 23 年度の雇用保険率は、設問のとおり、一般の事業は 1000 分の 15.5、農林水産の事業及び清酒製造の事業は 1000 分の 17.5、建設の事業は 1000 分の 18.5 とされています。なお、原則の雇用保険率は、平成 23 年 8 月 1 月から改正されています(法 12 条 4 項・5 項、平 23. 2.10 厚労告 29 号)。	平成 24 年度の雇用保険率は、設問のとおり、一般の事業は 1000 分の 13.5、農林水産の事業及び清酒製造の事業は 1000 分の 15.5、建設の事業は 1000 分の 16.5 とされています。なお、原則の雇用保険率は、平成 23 年 8 月 1 月から改正されています(法 12 条 4 項・5 項、平 24. 1.25 厚労告 30 号)。
P400 問 33 上 1 行目	送付された納付書が	送付された納付書又は電磁的記録が
P404 問 6 上 2、4 行目 (2カ所)	100 万円以上	40 万円以上

P405 問6解説 上2、4行目 (2カ所)	100万円以上	40万円以上
P490 問2 上1行目	22年平均結果	23年平均結果
P491 問2 解説下1行目	22年平均結果	23年平均結果
P491 問3 解説文に追加	<b>完全失業率は、平成23年平均で4.5%となり、前年に比べ0.5ポイントの低下となりました。男女別にみると、男性は4.8%と0.6ポイントの低下、女性は4.1%と0.4ポイントの低下となりました。</b>	
P491 問4 解説文に追加	<b>平成23年における年間の総実労働時間は、1,747時間となっています。</b>	
P495 問10 解説文に追加	<b>「平成23年賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果によると、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素は、「企業の業績」が58.5%(前年60.4%)と最も多く、次いで、「親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向」が6.1%(同4.0%)、「労働力の確保・定着」が3.4%(同4.3%)となっています。</b>	